京都府中小企業団体中央会

協同組合部会研修会を開催	1
特集 I 2015年個人情報保護法改正のポイント	2~4
再発見!連携のチカラ No87 山鹿市管工事業協同組合(熊本県	₹) 5
「干支"未"展」のご案内/京都伝統工芸協議会	5
特集Ⅱ 京都府の労働事情②	6~7
会員団体活動紹介 中小企業活路開拓調査·実現化事業/京都府電気工事工業協同組合	8
新加入会員紹介	9
中央会NEWS シンポジウム「人材育成による経営力向上!」を開催	10
平成26年度第3回総合政策・事業委員会を開催	10
京都青年中央会 平成26年度第2回CAPサミットを開作	催 10
会長コラム No26 ましの選択	11
京都経済お天気	11
お知らせ 平成27年 新年賀詞交歓会・北部地域新年懇談会	12

## 協同組合部会研修会を開催



開会挨拶 宮本研二部会長

協同組合部会(部会長:京都府プラスチック協同組合 宮本研二理事長)では、11月 26日(水)、京都ホテルオークラにおいて研修会を開催、組合代表者をはじめ傘下組合員 企業の代表者等約70名が出席した。

本研修会では、同志社大学学長の村田晃嗣氏を講師に招き、『グローバル社会の挑戦』と題した講演を拝聴した。

村田氏は、現在の情勢について語られるうえで、今から100年前、50年前、25年前の世界及び日本における歴史上の大きな出来事とその背景、意味について、また、5年後、10年後の経済成長率等を解説され、「経済成長については5年・10年の未来予測は一定可能であるが、20年・30年の長期にわたる未来予測は困難を極める。誰が予測したものか、未来を予測する力にはばらつきがあることをしっかり認識したうえで活用しなければならない。」と述べられた。グローバル化について、「グローバル化と国際化の区別がついてい

ない人が多い。日本とアメリカなど2国間、3国間で進行していることを国際化、国の枠を越え地域や世界全域で同時進行しており、誰にも止めることができないものがグローバル化である。よくグローバル人材の育成と言われるが、仕事・会社・業界のことを知っているだけでなく、文化・芸術・宗教等についての知識や感性のある人材にならなければグローバル化に通用しない。」と説かれた。

また、12月14日に行われる解散総選挙について、「日本の有権者は何をしてきたのか。郵政民営化を問う解散総選挙では87人の小泉チルドレンが誕生したが、4年後の選挙で再選したのは12名、その折誕生した小沢チルドレン147人は2012年の選挙で11名しか再選しなかった。イケメンだから、テレビに出ているからと、社会経験すら満足に持たない若者を国会に送り、我々のリーダーを雑巾のように使い捨ててきた。有権者は、その時の勢いではなく、多角的な観点や視野を養って選ぶことが重要である。」と結ばれた。

講演終了後、京都府健康福祉部障害者支援課地域支援・企画担当副課長の大辻忍氏より、平成27年4月1日に全面施行される「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」について説明いただいた。



講師:同志社大学 村田晃嗣学長



### 特集 I

### 2015年個人情報保護法 改正のポイント 経営

3

経営システム中村研究所 中村 久吉(中小企業診断士)

### 個人情報保護の現状

2005年4月1日に「個人情報の保護に関する法律」(通称「個人情報保護法」:以下、現行法という)が全面施行されてから10年が経過しようとしています。この間、個人情報の定義をはじめとする法解釈をめぐって、民間の企業や一般消費者には過剰反応や無頓着等のために何が適切な対応であるかが分からないといった状況が散見されました。つまり、現行法制定の基本である "個人の権利・利益の保護"と "個人情報の有用性の活用"とのバランスがよく分からなかったのです。これに対して、経済産業省をはじめ各省庁からはそれぞれの分野における個人情報の保護に関するガイドラインを発行するとともに、その適宜な改定を通じて適切な解釈の在り方を示す等が行われてきました。同様の取組は、さまざまな業界団体も実施しています。さらに、地方自治体もそれぞれに個人情報保護条例を制定して普及浸透を目指してきました。

一方、より積極的な取組としては、現行法以上の厳しい要求規格である「個人情報保護マネジメントシステム要求事項 JIS Q15001:2006」に基づくプライバシーマーク認定を取得する組織も相当の企業数になっており、2014年11月現在で13,785社を超えています。

そこで気になるのが、日本の個人情報保護水準は世界的に見てどうなのかということです。上記のような取組にも関わらず、残念ながら欧米の水準に追い付いていないと言わざるを得ない状況です。これは、特に医療分野において今後、日本の産業発展の足かせになるかもしれないと危惧されているのです。

ここで、念のために現行法における個人情報保護の大枠を振り返っておきます。

まず現行法を順守しなければならない者を「個人情報取扱事業者」としていますが、政令によって取扱量が過去6か月のいずれの月においても5,000人以下の場合は現行法の適用除外とする等、日本の企業の大多数を占める小規模企業の負担を考慮した内容です。もちろん、このようないい加減なことでは実効性がないという判断もあり、例えば東京都をはじめとする一部の地方自治体の個人情報保護条例では、5,000人以下の例外を認めていないケースがあります。

現行法における保護の在り方は、個人情報を、①特定の個人を識別できるレベルの「個人情報」、②データベース相当の機能を仕組み利活用の便宜性を持った形にした「個人データ」、③更に個人情報内容を本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等をすることが可能な性格(権限)を持ったレベルの「保有個人データ」と区分して、それぞれの個人情報レベルに応じた保護策を規定しています。その概要を"図1.個人情報保護法における「個人情報取扱事業者」の義務"に示します。図から分かるように、「個人情報」に対しては現行法第15条~18条及び31条

を義務付け、「個人データ」に対しては加えて第19条~23条を、 「保有個人データ」には更に加えて24条~30条を義務付けています。

今年最大の個人情報事故としては、ベネッセコーポレーションから3,000万件以上の顧客情報が漏えいして名簿業者に売渡されたことは未だ記憶に新しいことと思います。事故が発覚した当時の当該社経営トップは、記者発表で確か「個人情報を持出したのは、当社の社員ではありません」という趣旨の発言をしていたと思います。まるで、自社の社員が犯人でなければ責任を感じないような印象を一瞬ですが受けました。漏えいした個人情報は当該社に取って一番重い「保有個人データ」に該当しますので、「個人データ」の管理に義務付けられる22条の「委託先の監督」を当然ながらしていなければならないのです。業界を代表する大企業の経営トップによるこのような発言には、唖然としたものです。

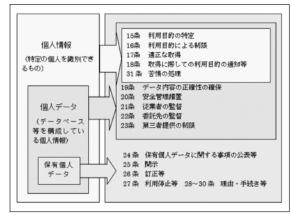


図1 個人情報保護法における「個人情報取扱事業者」の義務

### 個人情報保護法改正への動き

「ビッグデータ」をご存知でしょうか。直感的に途方もなく大量のデータを指すであろうことは理解できますが、これはICT(Information&Communications Technology:情報通信技術)の発達及び普及と深い関係があります。ICTの活用によって、多種多様な情報が、しかも大量に処理できるようになった結果、これらを統合して更に巨大なデータの塊を作り、それを多角的に融合処理すれば新発見や法則等を導くことができます。その中から新たな事業機会が創出され、更には新産業の出現に結びつくことが期待されています。

ビッグデータを構成するものには、例えばウェブサイトデータ(ECサイトやブログ等における購入履歴やエントリデータ等)、ソーシャルメディアデータ(参加者のプロフィールや書き込むコメント)、マルチメディアデータ(配信サイト等の音声や動画)、カスタマーデータ(顧客管理システムにおける販促データや会員カードデータ等)、

オフィスデータ(オフィスで作成される各種文書や電子メールデータ等)、オペレーションデータ(業務システム 内のPOSデータや取引明細等)、センサーデータ(GPSやICカード、RFID等で検知される位置情報、乗車履歴、 温度ほか)、ログデータ(サーバにおいて生成されるアクセスログやエラーログ等)他、多数があります。

昨年にJR東日本が交通系ICカード「Suica | の乗降履歴を日立製作所に販売し、利用者やマスコミから大きな 反発を受けたことを記憶している人も多いでしょう。当時、JR東日本は日立に提供したデータは、個人を識別で きる情報を除いているので問題はないと判断していました。しかし、結局は中止せざるを得ませんでした。問題は 以下の2点にあります。①上に列挙したような情報を突き合わせれば、再び個人を特定できる可能性が十分にある こと。JR東日本はSuicaデータから個人を特定するID情報を隠蔽すれば個人情報ではなくなると単純に思ってい たのでしょう。ビッグデータの活用によって、個人を特定できる再識別化のリスクを十分に認識していなかったの です。②事前の手続きがお粗末だったこと。手続きとは、現行法第23条による第3者に提供することの事前説明 をしていなかった点、同じく販売データの内容の説明も不十分だった点、更に提供をしないでほしいと請求する「オ プトアウト」の窓口を告知していなかった点等です。

現行法制定の基本である"個人の権利・利益の保護"と"個人情報の有用性の活用"の両立からみると、どうも 現行法では不明確な点(グレーゾーン)が多く、またICTの発達という時代の流れに対応できていない面が散見さ れることから、個人情報保護法改正という動きが出てきました。政府による「パーソナルデータ利活用に関する制 度の見直し方針」が、平成25年12月20日に決定されました。いきなり"パーソナルデータ"と言われると良く 分からないのですが、欧米では一般的に "personal information" (個人情報) とか "personal data" (個人デー

タ)という言葉が用いられており、むしろ我が国の現行法による3つの個 人情報の定義が特殊なのです。パーソナルデータは、現行法に規定する個 人情報に限らず、位置情報や購買履歴など広く個人に関する個人識別性の ない情報を含むもので、概念的には"図2.パーソナルデータとは"に示し たとおりです。

そして、平成26年6月24日には「パーソナルデータの利活用に関する 制度改正大綱 | が発表され、翌日から1ヵ月間にわたってパブリックコメ ントの募集があり、10月7日にはその結果が発表されています。今後の 予定としては、平成27年1月に改正法案が通常国会に提出されます。 実は、これと並行してもう一つの個人情報に関する重要な制度が進行して います。

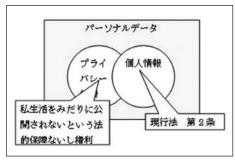


図2 パーソナルデータとは

### マイナンバー(個人番号)制度の実施

社会保障・税番号制度(通称:マイナンバー制度)の詳細は紙数の都合で今回は省略しますが、番号法関連4法(行 政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、地方公共団体情報システム機構 法、内閣法等の一部を改正する法律)が平成25年5月24日に成立して、31日に公布されています。

これにより、現在は①マイナンバーの付番、②行政事務におけるマ イナンバー利用、③行政機関間での情報連携に向けた準備が進められ ています。具体的には、平成27年10月には全住民に対してマイナン バーが通知されます。そして、平成28年1月以降で希望する住民に 対してマイナンバー及び顔写真が印刷された「個人番号カード」が公 布されます。また、同年1月から社会保障・税・防災分野の事務を実 施する各行政機関ではマイナンバーの利用が始まります。対象となる のは97の事務が示されていますが、他にも地方自治体は別途に条例 を定めることにより、当該分野の事務に利用できるとされています。 一方、各行政機関が提供しているサービスにおいて、それぞれに管理 している同一人の情報を紐付けて相互に活用する仕組みも平成29年 には本格稼働に入ります。このような情報連携をするものとしては 119の事務が示されています。

この制度の推進には、一般民間企業であっても保険会社や金融機関 だけでなく地域中小企業も社会保険や税務処理等事務において、例え ば社会保険や労働保険で提出を要する書面や税務署に提出する法定調 書等に従業員等の個人番号を記載するために必要な限度で個人番号 (マイナンバー)を利用することになり、現行法でいう個人情報取扱 事業者でなくても規制の対象になります。なお、番号法では、個人番 号を含む個人情報を「特定個人情報」と言っています。また、マイナ ンバー制度の概要を"図3.マイナンバー制度の導入趣旨"及び"図4.マ イナンバー制度の導入ロードマップ"に掲載しておきます。

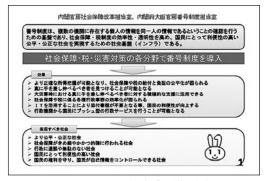


図3 マイナンバー制度の導入趣旨

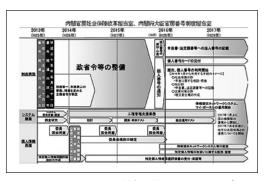


図4 マイナンバー制度の導入ロードマップ

このマイナンバー制度において、個人情報保護で重要な役割を果たすのが、「特定個人情報保護委員会」であり、 その業務・権限の一つである「特定個人情報保護評価」の仕組みが注目を集めています。

### 2015年個人情報保護法改正の枠組み

2015年に予定する制度改正の基本的な枠組みとして、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」は、 次の3つを挙げています。個人情報の利用を促進する一方で、5,000人以下の適用除外は廃止される見込みですの で、地域中小企業にとっても個人情報保護への本格的な取組が必要になります。

### 1. 本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みの導入等

多種多様かつ膨大なパーソナルデータを、分野横断的に活用することによって生まれるイノベーションや、それ による新ビジネスの創出等が期待されています。このとき、目的外利用や第三者提供に当たって本人の同意を必要 とする現行法の仕組みは、事業者にとって負担が大きく、「利活用の壁」の一つとなっているのが現状です。

個人の権利利益の侵害を未然に防止するために本人の同意が必要とされる現行法の趣旨を踏襲し、一方でパーソ ナルデータの利活用を促進するために、新たに一定の規律の下で原則として本人の同意が求められる第三者提供等 を本人の同意がなくても行うことを可能とする枠組みを導入するとしています。具体的には、個人データ等から「個 人の特定性を低減したデータ」への加工と本人の同意の代わりとしての取扱いに関する規律を明確にするというこ とです。これには、特定の個人を再識別することの禁止を含みます。

### 2. 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

グレーゾーンの内容や個人の権利利益の侵害の可能性・度合いは、情報通信技術の進展状況や個人の主観等複数 の要素により時代とともに変動します。これに機動的に対応するため、社会通念等も踏まえ法律では大枠を定め、 具体的な内容は政省令、規則及びガイドラインにより対応することとします。また、併せて民間の自主規制ルール の活用を図ります。これに関して、以下が主な制度改正事項です。また、具体的な検討事項の例を"図5.改正の具 体的な検討事項例"に示しておきます。

- □事業者がパーソナルデータの利活用に躊躇しないように「個人情報」の範囲を明確にし、個人の権利利益の侵害 が生じることのないよう取扱いに関する規律を定めます。
- □技術の進展に迅速に対応できる制度の枠組みとします。
- □パーソナルデータの利活用の促進と個人情報及びプライバシーの保護を両立させるため、国、事業者、消費者、 有識者が参画するオープンなプロセスで、民間団体が業界の特性に応じた具体的な運用ルール(例:個人の特定 性を低減したデータへの加工方法)や、法定されていない事項に関する業界独自のルール(例:情報分析によっ て生じる可能性のある被害への対応策)を策定した場合は、その認定等において第三者機関が関与して実効性を 確保する枠組みを創設します。
- □人種、信条、社会的身分及び前科・前歴等に関する情報を機微情報として定め、その取扱いに特別な対応を定め ます。これには、取扱いの原則的な禁止を含みます。

### 3. 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保

パーソナルデータの利活用の促進に向けて、法令や民間の自主規制ルールを実効性あるものとして運用するため に、独立した第三者機関の体制を整備します。これに関しては、以下が主な制度改正事項です。

- □法定事項や民間の自主規制ルールについて、実効性ある執行ができるように国際的な整合性も確保しつつ、第三 者機関の体制を整備します。
- □第三者機関については、番号法に規定されている「特定個人情報保護委員会」を改組し、パーソナルデータの保 護及び利活用をバランスよく推進することを目的とする委員会を設置します。
- □第三者機関は、現在個人情報取扱事業者に対して主務大臣が有している機能・権限に加えて、立入検査等の機能・ 権限を有し、また、民間の自主規制ルールの認定等やパーソナルデータの国境を越えた移転に関して相手当事国 が認めるプライバシー保護水準との適合性を認証する民間団体の認定・監督等を実施します。
- □現行法の"個人情報の開示等の求め"に関し、「請求権」に 関する規律を定めます。
- □制度改正に当たっては、国境を越えた情報流通を阻害するこ とがないように諸外国の制度や国際社会の現状を踏まえた国 際的に調和のとれた我が国として最適な制度とすることを目 指すとともに、他国への情報移転の際の保護対策や国境を越 えた情報流通の実態を踏まえた外国事業者に対する国内法の 適用等を行います。
- □第三者機関は、他にも以下の業務等を行います。
- ・国際的な対外窓口の機能を果たすとともに、外国事業者によ る個人データ等の適切な取扱いを担保するために外国執行当 局に対し、職務の遂行に資すると認める情報を提供します。
- ・関係行政機関の長に対し、施行状況の報告を求め、当該報告 を取りまとめ、概要を公表します。

- 情報が集積、突合及び分析等されることにより、本人が認知できないところで特定の 個人が識別される場合における個人情報収扱事業者がとるべき手続等について、必要 な措置を講じる。
- パーソナルデータの持つ多角的な価値を適時かつ柔軟に活用できる環境を整備するた め、本人の意に反する目的でデータが利用されることのないよう配慮しつつ利用目的 の変更時の手続を見直す。
- 個人データにより識別される本人が、オプトアウト規定を用いて個人データの提供を 行っている事業者を容易に確認できる環境を整えるため、個人情報取扱事業者がオプ トアウト規定を用いて第三者提供を行う場合には、現行法の要件に加えて第三者機関 に対し、法に定める本人通知事項等を届け出ることとするほか、第三者機関は届出内 容を公表する等、必要な措置を講じる。
- ・ 共同利用については、個人情報取扱事業者において現行法の解釈に混乱が見られる現 状から、個人データを共同して利用する者の全体が一つの取扱事業者と同じであると 本人が捉えることができる場合のみ共同利用が認められるものであるという現行法の 趣旨を踏まえた運用の徹底を図る。
- 本人にとって分かり易い同意の取得方法等について、消費者等も参画するオープンな プロセスを経た自主規制ルール等を活用することにより改善を図る。
- 保存期間については、一律に定めることとしない一方で、個人情報取扱事業者におけ る保有個人データの取扱いの透明性を図る観点から、当該データの保存期間等の公表 の在り方について検討する。

図5 改正の具体的な検討事項例

共同事業等に先進的に取り組んでいる組合事例を ご紹介するこのコーナー。今回は、IT技術を駆使し て構築したシステムにより組合員の業務効率化、新 たな組合事業を生み出した組合の事例です。

### 「水道管路情報システム」による水道管工事能率の向上

### 山鹿市管工事業協同組合(熊本県)

組合のIT技術を駆使して構築された「水道管路情報システ ム」は工事能率・合理性向上に貢献している。行政との連携 体制で取り組む当事業は新たな組合事業をも生み出した。

#### - 背景と目的・

公共工事における管工事発注の減少が進む厳しい状況 下、これまで蓄積してきたIT関連技術を駆使して、水道管 の埋設状況や工事履歴などを瞬時に確認可能な『新水道情 報システム』の開発に成功した。

当組合では、平成12年より青年部を中心にJw cad徹 底基礎、CALS/ES講座及びPhot Shop基礎応用講座等を 学ぶIT活用に関する研修会を実施している。これは、業務 効率化を目的として、組合員のIT技術向上を目指し取り組 んでいるものであり、組合員間のIT化整備・強化に努めて いる。

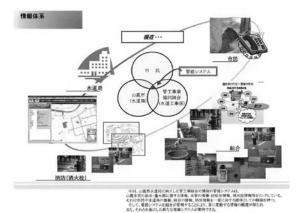
それにより、組合及び組合員のIT技術を駆使して、経営 面での意思決定を補完する基幹システムである「水道管路 情報システム」を構築することとなった。

#### - 事業・活動の内容 -

上水道の管工事において、水道管管材の種類や埋没深度 などの埋没状況に加え、工事履歴等の情報収集に多くの時 間と労力を費やし非効率であったことから、これまで蓄積 されてきた事業執行の効率化、生産性の向上及びコスト削 減といったシステム構築に必要不可欠なIT関連情報通信技 術を最大限生かし、上水道の管路情報を地図情報と一体 的に電子データ化したGIS「水道管路情報システム」を平 成19年山鹿市水道局に提案したところ、競争入札の結果、 受託に成功した。

当システムでは、水道配管施工図に基づいた上水道管路 の情報(水道管の配管系統・管径・管種・埋設位置・埋設 深度等の埋設状況や工事履歴など)が記載されたゼンリン の電子データ地図情報を瞬時に確認することができる。ま た、増設や変更の場合、その都度データを追加することが でき、常に最新の上水道管路情報を得ることが可能である。

また、当組合が民間の専門業者との競争下でも受託する ことができたのは、システム内容自体の評価に加え、①長 年に亘り地元で水道工事を行ってきている点、②地元の地 理的・技術的な状況を熟知している点、③システム構築後 のデータ更新やメンテナンスにおける対応が迅速かつ柔軟 にできる点、④地元での業務であることにより適切な価格 で業務の遂行ができる点等が評価されたものと思われる。



「水道管路情報システム」の情報体系

#### 一成果・効果 =

「水道管路情報システム」のデータベースを当組合が管 理していることより、組合員が短時間で手軽に配管情報を 入手することが可能となり、工事の業務効率が劇的に向上 した。また、当事業は行政との密接な連携を図りながら実 施し、山鹿市水道局より24時間緊急事故対応の委託団体 として指定されるといった共同受注の新たな組合事業を創 出した。

今後は「管路情報システム」のノウハウを上水道以外の 簡易水道についても活用することによる更なる業務拡大に 期待がかかる。

#### 《組合DATA》

山鹿市管工事業協同組合 〒861-0531 熊本県山鹿市中710-10 **2** 0968-43-4584 FAX 0968-41-3005 URL http://www.yamakan.or.jp/

### 「干支"未"展 | のご案内

京都伝統工芸協議会の常設展示場「ギャラリー圓夢」では、京の工 芸展をご覧いただけます。現在は、「干支 "未"展」展を開催し、伝 統工芸品を展示・販売していますので、ぜひご来場ください。

時 平成26年10月30日(木)~平成27年1月6日(火) 10:00~16:30 (最終日は15:00まで) ※12/14までは高台寺夜の特別拝観のため12:00~18:30 ※水曜休廊日

### 場 所 ギャラリー圓夢

京都市東山区高台寺西側圓徳院敷地内 京・洛市「ねね」2 F (高台寺 掌美術館入口横)

### 《お問合せ》

京都伝統工芸協議会 FAX 075-314-7130 **2** 075-314-7131 URL http://www.kougei-kyoto.jp







### 京都府の労働事情②

### ~平成26年度 中小企業労働事情実態調査報告書 要約版 ~

「中小企業労働事情実態調査」は、中小企業の抱える課題を様々な視座から分析し、各事業主・事業所の個性が いかんなく発揮される環境整備に資するため、昭和39年より実施しています。

前号に続き、平成26年度中小企業労働事情実態調査報告書より、「賃金改定」及び新たに調査項目に加えた「女 性管理職について」、「非正規雇用労働者について」をご紹介します。

### 1. 女性管理職について

#### (1) 女性管理職の有無

女性管理職のいる事業所割合は、京都府計で27.7%と 全国平均を4.5ポイント下回っている。

産業別にみると、非製造業(30.6%)が製造業(25.3%) を5.3ポイント上回った。

規模別にみると、「10~29人」の事業所、「30~99人」 の事業所など中規模事業所では30%以上の事業所が、女 性管理職がいると回答している。

### (2) -1. 女性管理職の職階級

女性管理職の職階をみると、京都府計で「役員」が

68.7%で最も多く、次いで「課長級」(22.4%)、「部長級」(11.9%)、「その他」(10.4%)と続いている。

20%

──女性管理職がいる ■ 女性管理職はいない

60%

100%

【女性管理職の有無】

製造業 計

非製造業 計

10~29人

産業別にみると、製造業では「課長級」との回答が比較的多くみられ、非製造業では「役員」との回答が多くなっ

全体的に、女性管理職の職階としては「役員」となる場合が突出して多いと言える。

### (2) -2. 女性管理職の人数

女性管理職のうち「役員」の人数は、京都府計で「1人」との回答が圧倒的に多く、平均値は1.13人。「部長級」 は「1人」が100.0%で、平均値は1.00人である。「課長級」は「1人」が82.8%で圧倒的に多く、平均値は1.28人。 「その他」は「2人」との回答が54.5%で最も多く、平均値は1.73人となっている。

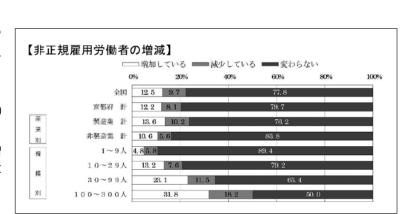
### 2. 非正規雇用労働者について

### (1) 非正規雇用労働者の増減

非正規雇用労働者の増減は京都府計で「変わ らない | が79.7%で最も多く、全国平均のス コアと大きな差異はない。

産業別に「増加している」との回答をみると、 製造業(13.6%)が非製造業(10.6%)を3.0 ポイント上回っている。

規模別の差異は顕著で、大規模事業所ほど「増 加している」との回答が多く、「1~9人」の事 業所では4.8%にとどまっているが、「100~ 300人」の事業所では31.8%に達する。



### (2) 非正規雇用労働者が増加している雇用形態

非正規雇用労働者が増加している雇用形態をみると、京都府計で「パートタイマー」が60.4%で突出して多くなっ ている。次いで「嘱託・契約社員」(30.2%)、「派遣労働者」(18.9%)、「その他」(3.8%)と続いている。

産業別にみると、製造業、非製造業ともに「パートタイマー」が多いことには変わりはないが、非製造業では「派 造労働者 | 「嘱託・契約社員 | でいずれも製造業を上回っている。特に「派遣労働者 | では製造業を8.2ポイント 上回った。

#### (3) 非正規雇用労働者の雇用要因

非正規雇用労働者の雇用要因をみると、京都府計で「労働コスト削減のため」が36.2%で最も多く、次いで「定 年後の継続雇用制度を導入しているため」(25.8%)、「臨時的・一時的業務が増加したため」(25.1%)と続き、"労 働コスト削減"が主要因となっていることがわかる。

産業別にみても、製造業、非製造業ともに1位は「労働コスト削減のため」となっており、製造業についてはトッ プ3項目は京都府計と同じである。非製造業については、京都府計3位の「臨時的・一時的業務が増加したため」 が2位に入り、また京都府計2位の「定年後の継続雇用制度を導入しているため」は20.7%と低いスコアにとどまっ ている。

### (4) 非正規雇用労働者の正規雇用への転換

非正規雇用労働者を正規雇用へ転換したことがある事業所は、京都府計で16.3%あり、全国平均(20.1%)を3.8 ポイント下回った。

産業別に、正規雇用へ転換したことがある事業所割合を比較すると、製造業(18.8%)が、非製造業(13.2%) を5.6ポイント上回っている。

規模別にみると、大規模事業所ほど転換した事業所割合が多く、「1~9人 | の事業所では5.1%にとどまったの に対し「100~300人」の事業所では50.0%に達する。

### (5) 正規雇用に転換するメリット

正規雇用に転換するメリットについては、京都府計で「長期勤続、定着が期待できる」が86.6%で最も多く、 次いで「非正規雇用労働者の雇用に対する不安感を払拭できる」(43.3%)、「人間関係が良好になり、一体感が醸 成される」(26.9%)と続いている。

産業別にみると、製造業では1・2位は京都府計と同じだが「要員を定期的に確保できるようになる」が21.4% で同率3位に入っている。非製造業では、京都府計同様「長期勤続、定着が期待」がトップ項目だがスコアは 76.0%とやや低い。一方、3位の「人間関係が良好になり、一体感が醸成される」は36.0%あり、京都府計や製 造業のスコアよい高くなっている。

### (6) 正規雇用に転換する上での課題

正規雇用に転換する上での課題としては、京都府計で「正社員との仕事や労働条件のバランスの図り方」と「課 題はとくにない | がともに34.8%で最も多く、次いで「モチベーションを維持するための方法 | (21.2%) と続く。

産業別にみると、製造業の上位3項目は京都府計と同じだが「労働条件のバランス | が43.9%とスコアが高い。 非製造業では「課題はとくにない」が40.0%で最も多く、次いで「労働条件のバランス」「モチベーションを維持」 がともに20.0%で同率2位となっているが、「労働条件のバランス」は京都府計や製造業と比べ10~20ポイント スコアが低くなっている。

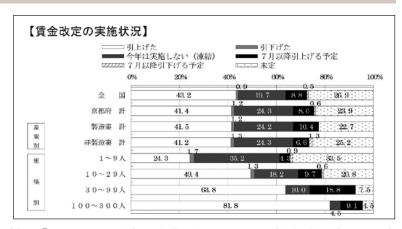
### 3. 賃金改定

### (1) 賃金改定の実施状況

賃金改定の実施状況をみると、京都府計では 「引上げた」が41.4%で最も多く、次いで「今 年は実施しない(凍結)|(24.3%)、「未定| (23.9%) と続き、「引上げた」事業所の割合は、 前年度調査の36.5%から4.9ポイント増えた。

産業別に「引上げた」事業所の割合をみると、 製造業(41.5%)が非製造業(41.2%)をわ ずかに0.3ポイント上回っている。

規模別に「引上げた」事業所の割合をみると、 大規模事業所ほど多くなり、「1~9人」の事業



所では24.3%(前年度調査20.6%)であるのに対し「100~300人」の事業所では81.8%(前年度調査64.3%) に達する。100人以上の大規模事業所における賃金引上げ事業所割合が大きく伸びているのが注目される。

#### (2) 改定額、率(賃金改定で引き上げを行った事業所に対しての質問)

賃金改定の額・率をみると、京都府計の加重平均で、改定後の賃金:260,149円、同昇給額:5,905円、同昇 給率:2.32%で、前年度調査同様いずれも全国平均を上回っている。

産業別にみると、改定後の賃金は非製造業(278.314円)が製造業(250.376円)を上回ったが昇給額・昇給 率では製造業が上回っている。

改定後の賃金が高い業種(加重平均対象者数10名以上)をみると「職別工事業」(323,200円)、「卸売業」 (302,153円)などで30万円を超えるなど、非製造業種で高額の業種が多くなっている。

規模別で改定後賃金が最も高いのは、「1~9人」の事業所の276,621円となっている。

### |平成26年度中小企業活路開拓調査・実現化事業における 先進事例実地調査の中間報告

京都府電気工事工業協同組合

当組合は、平成26年度中小企業活路開拓調査・実現化事業(全 国中央会補助事業)に取り組んでおり、藤井正代表理事を中心とす る調査研究委員等は、「地域に貢献する官公需適格組合の新しい共 同受注のあり方 | について、先進地域である北海道の組合等に訪問 調査を行った。

本事業では、広く国内外の状況を調査・分析し、公共調達制度の 在り方を検討するとともに、組合間、団体間連携を図ることが必要 であると考え、北海道電気工事工業組合、北海道複写産業協同組合、 札幌エネルギー協同組合、札幌市管工業事業協同組合を訪問した。 また、北海道庁経済部経営支援局中小企業課及び北海道中小企業団 体中央会において①受注確保に向けた取り組み状況、②独自の活動、 ③道内の官公需適格組合への支援体制についての聞き取り調査を実 施した。

北海道では、行政が官公需適格組合について、独自のパンフレッ トを作成、配布し地場の協同組合について固有名詞を標記するなど 積極的な活用を提案しているほか、随意契約についても行政と事業 協同組合(官公需適格組合)が活発に情報交換をし、共存している 実態を知ることができた。また、北海道の大企業は大半が東京に本 社を移しており、道内経済の大企業の支店経済化が進むなか、どう やって地元中小企業を育成し発展させていくかという課題に、行政 と共に真剣に取り組んでおられる様子が伝わってきた。

今後、当組合では神奈川県の組合等への訪問調査を実施し、官公 需適格組合の新しい共同受注のあり方について報告書をとりまとめ

末尾となりましたが、視察先組合との日程調整や調査に協力して くださった北海道中小企業団体中央会の皆様、また調査に快く応じ て下さった組合の皆様に紙面を借りて御礼申しあげます。



北海道電気工事工業組合 【北海道中小企業団体中央会の尾池会長】 (右から3人目)



北海道複写産業協同組合 【北海道官公需適格組合協議会の山田会長】 (右から2人目)

### 《組合DATA》

京都府電気工事工業協同組合 代表理事 麻田 弘史、藤井 正 〒601-8034 京都市南区東九条南河辺町3番地 ☎ 075-692-1234 Fax 075-692-1233 URL http://kyo-denkyo.or.jp/

## - ・研修をお考えの組合・団体様へ

#### お問合わせの多い今注目のセミナー

- ●接遇マナー研修 ●電話応対研修
- ●リーダー研修
- ●管理職研修 ●メンタルヘルスのセルフケア研修
- 研修実施に関する細かい相談承ります!

- ●募集のためのツールの作成
- 会員各社へのヒアリング 実施会場の手配

忙しい組合様をお手伝いします!研修のプラン作りから実施まで全て当社にお任せください!

- ●「何かを改善しないといけないが、どこに原因があるかわからない」
- ●「人材定着のための何か良い策はないものか」
- ●「経営者だけじゃなく、中堅、若手にも他社との交流の場があればよいのに」

会員企業様のそんな御声にこたえるために

### 「組合主催の研修」

というイベントを開いてみませんか?

〒600-8009 京都市下京区四条烏丸西入ル 京都産業会館 2 階

URL http://www.icl-web.co.jp E-mail seminar@icl-web.co.jp

### 平成26年 工業統計調査にご回答ください

#### 工業統計調査とは

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、経済セ ンサス活動調査を実施する年の前年を除き、毎年12月31日を調査日として実施されます。

調査票でお答えいただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用されることはありませんので、 調査票へのご回答をお願いします。

#### <調査対象>

製造業を営む事業所で以下のとおり

甲調査:従業員(臨時雇用者を除く)が30人以上

の事業所
乙調査:従業員(臨時雇用者を除く)が4人~29 人の事業所

<調査内容>

從業員数、製造品出荷額、現金給与総額、原材料使用 額、有形固定資産 など

調査の内容に関するお問い合わせ先 京都府政策企画部企画統計課産業統計担当まで。

(☎075-414-4509 · 4510)

### 平成26年 年末の交通事故防止府民運動

#### ~ 行く年の 安全願う 京のまち ~

実施期間)

平成26年12月11日(木) ~12月31日(水)

運動重点

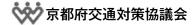
○子どもと高齢者の交通事故防止

○自転車の安全な利用の促進

○夜間の歩行中の交通事故防止 (反射材用品等の着用促進)

○歩きスマホ等の根絶

○飲酒・危険ドラッグ使用運転の追放



### ◆◆◆◆◆◆ 新加入会員紹介 ◆◆◆◆◆

京都プラント工業株式会社 京都府綾部市物部町広畑97 所 在 地 代表者 代表取締役 吉岡 功貴

平成11年4月 設立年月日

主な事業 管工事業、プラントエンジニアリング

URI http://www.kyopla.jp

会員名所在地

代表者

設立年月日

主な事業 木製建具、家具製造業

URL ttp://www.arakawa-woodwork.com/

員 名 東洋化工株式会社 会 所在地

京都府久世郡久御山町佐山新開地9番地代表取締役。高山、秀友

代表者主な事業 金属製品製造業

URL http://www.toyo-k-k.co.jp

株式会社ベルクシー

京都市南区吉祥院石原堂ノ後町22番地1 代表取締役 本田 欣也 在 地 代表者

昭和52年10月1日 設立年月日

樹脂加工、金属(アルミ)加工、精密機械加工 主な事業

URL http://www.velxy.co.jp

京都食品株式会社 会 員名

京都府向日市鶏冠井町西金村3番地1代表取締役 野村 幸成 所 在 地

代表者 設立年月日 昭和26年5月1日

主な事業 惣菜製造業

URL http://www.syurakuan.co.jp

슺 員 名 株式会社DIY STYLE 京都府舞鶴市喜多1105-40代表取締役 森本 隆平成19年1月24日 在表 所 代表者設立年月日

建築材料のネット販売業 主な事業 ŪRL http://www.diystyle.jp

日本ロジックス株式会社 会 所 京都府長岡京市友岡二丁目2-5 在 地 代表者

代表取締役 千村 盛幸 半導体設計、電子機器の開発 主な事業 Ū R L http://www.nlogics.co.jp

近藤自動車工業株式会社 員 名 京都府分世郡久御山町佐山美ノヶ薮31番地の1 代表取締役 近藤 英男 昭和49年4月1日 所 在 地

代表者 設立年月日

主な事業 自動車整備業 URL http://www.car-kondo.co.jp

슺 員 名 ハムス株式会社

京都市南区東九条西明田町59-2代表取締役 宮地 康次 所在地

代表者 昭和39年6月5日 設立年月日 縫製機械製造業

主な事業  $\overline{\mathsf{U}}$ R L http://www.hams-ip.com

員 名 在 地 相川建工 所 京都市南区西九条大国町35-10

代表者 相川 相守 設立年月日 平成4年4月10日 建設業

主な事業

R L http://www.aikawakenko.com

北澤機械工業株式会社 京都市中京区西ノ京下合町25番地 会員名所在地 代表者 代表取締役 北澤 直希

設立年月日 昭和20年12月

生産用機械、金型·治工具製作 主な事業

アテック京都株式会社 京都府宇治市槇島町十六 49番地1 所在地 代表者 代表取締役 草木 敏之

平成5年8月5日 設立年月日 主な事業 工業用樹脂製品製造業

URI http://www.ateckyoto.com/ 会 員 名 株式会社コーヨ化学研究所

(在表 代 表 者 京都府長岡京市勝竜寺六ノ坪7-6 代表取締役社長 樋渡 孝 設立年月日 昭和54年10月1日 化学薬品製造業 主な事業

URL http://www.ko-yochem.co.jp

ユーハン工業株式会社 京都府福知山市字天田109番地の14 代表取締役 友繁 正司 昭和29年6月1日 会 員 名 所在地 代表者 設立年月日 主な事業 油圧ポンプ製造

日本ピアレス工業株式会社 代表者

代表取締役 芝田 晴生 農業用フィルム、スプレー等資材の製造販売 主な事業URL http://www.meix-net.or.jp/~peerless

会 株式会社昭和起重機製作所 所 在 地 大阪市西成区津守3丁目3番1号 代表者 代表取締役 城下 純-設立年月日 昭和8年12月1日

主な事業 据付式クレーン、立駐機製作、据付工事及びメンテナンス URI http://www.showa-crane.co.jp

会 員 名 所 在 地 イーコット株式会社 京都府久世郡久御山町田井新荒見64 非鉄金属材料販売、アルミ材料のプレス・加工・組立

主な事業 URL http://www.ecott.co.jp

슺 名 有限会社宮坂製作所 京都市西京区大枝沓掛町26番地314代表取締役 宮坂 勇次 所在地

主な事業 明光精器株式会社

代表者 代表取締役 中野

※掲載につきましては、掲載のご承諾を頂いた会員及びその内容を掲載しております。

## 中央会NEWS

### シンポジウム「人材育成による経営力向上!」を開催



10月29日(水)、京都府中小企業会館において、本会及び京都府最低賃金支援センター(厚生労働省京都労働局委託事業「専門家派遣・相談等支援事業」)は『人材育成』をキーワードに、シンポジウム「人材育成による経営力向上!」を開催、組合代表者をはじめ傘下組合員企業の代表者等約50名が出席した。

本シンポジウムでは、コーディネーターに株式会社成岡マネジメントオフィス 代表取締役の成岡秀夫氏を、パネラーには株式会社傳來工房

代表取締役社長の橋本和良氏、遊食邸(有限会社京フーズ) 代表取締役の関佳彦氏、社会保険労務士法人ミライガ 代表社会保険労務士の藤井恵介氏を迎えパネルディスカッションを行った。

橋本氏からは、礼儀・規律・清潔・整理・安全・衛生の"環境整備活動"を仕事として位置づけた取組について、関氏からは、社員とのコミュニケーションを大切にすることで社員との理念や経営方針を共有する"幸せ社員づくり"の取組について説明された。また、藤井氏は、労務改善を支援する専門家の視点で、「社員を巻き込みながらの取組及び社員との理念の共有が2社の共通点であることを挙げられ、信念を伝え続ける企業が成長していく。」と語られ、成岡氏は「参考になるキーワードがいくつかあったと思うが、机にしまっては何もならない。一歩を踏み出すには勇気もいるだろうが、どう踏み出すか。半歩でも良いので昨日よりも良くなったということが大切である。行動が変われば意識が変わる。意識が変われば結果が変わる。」と結ばれた。

### 平成26年度第3回総合政策・事業委員会を開催

11月12日(水)、京都府中小企業会館において、本年度第3回総合政策・事業委員会を開催した。本委員会は、事業企画力や政策提言力強化のために昨年度設置された委員会であり、本会の事業計画の立案、行政等への要望のとりまとめを行うとともに、緊急課題への対応の検討等にも取り組んでいる。

今回の委員会では、12月に開催する京都府知事・京都市長との合同懇談会を前に京都府及び京都市への要望事項について協議・検討を行うとともに、来年度予定している本会創立60周年記念事業についても協議・検討が行われ、改めて11月度理事会において諮ることとなった。

また、急激な円安による輸入原材料や燃料の高騰、電気料金の値上げ等によるコスト上昇分の価格転嫁が非常に困難な中小企業・小規模事業者は多く、企業努力の限界を超えるものとなっており、適正な価格転嫁が喫緊の課題であることから緊急要望を行うことが承認され、11月17日(月)、京都府及び京都市に対し、急激な円安に対する適正な価格転嫁の実現について緊急要望を行った。



### 京都青年中央会 平成26年度第2回 CAPサミット(代表者会議)を開催



京都青年中央会(芳村敦 会長、43青年部)では、11月19日(水)、京都府中小企業会館において第2回CAPサミット(代表者会議)を開催し、延べ17青年部23名の代表者等が参加した。

本サミットでは、第1回CAPサミットで実施した青年中央会の認知度や要望及び会員青年部の現状等に関するアンケートの集計結果をフィードバックした後、「会員名簿」「CAPフェスタ」という2テーマについて、テーブルディスカッションを行った。

のビジネスライフに繋げられる様、名簿に掲載するコンテンツ、その収集方法及びレイアウト等について議論が交わされた。

また、「CAPフェスタ」では、来年度の第11回CAPフェスタ開催に向けたブース及びステージ等に関する様々な企画アイデアが提案され、各青年部の得意分野を活かした体験型ブースによる業界PR、特色あるステージ内容による集客等、多くの意見が出された。

### 会長コラム No.26

### ましの選択



文句をたらたら言う人がいる。特に政治家に対して厳しい。事実、"政治屋"とも言うべき人も多 いが。ただ人類、理想は求めるが、その理想が確立されたことはない。あくまでの夢の世界、現実 ではない。

さて、今回の選挙、ちょっと唐突。選挙のコストもかかり、期間も2年と短かった。大義が見出 しづらい党利党略そのもの。ただし、これらの理由をかざして解散総選挙反対を声高に言うマスコ ミの声の胡散臭さや、どっちもどっちと高みの見物を決め込む知識人と言われる人たち。投票率の 低さ、一言で言えば政治不信。それをカッコ良いと思っている人が何と多いことか。

これが民主主義、選挙による政治とすると、他に理想の国家や地域を創る方法はないのかと考え る。クーデターにより、ともに武力によって腐敗した政治屋どもの支配をぶち壊し理想の社会を築

くのは、憂さ晴らしにはなるかもしれないが、残念ながらこれも人類史上地球的規模でみても実現したことはない。

まあ、他国はどうでも良い。我が日本では、選挙権は国民の義務であると言われる。事実私たちはそのように教えられた。 またそれは崇高な権利とも言われている。

日本では他の西欧白人国と共に、いやそれ以前、明治憲法の時代から税金を納めている人、次第に一般の全ての男子国民 に選挙権はあった。女子には選挙権はなかったが、スイスも日本と同じ男子のみ。今から思えば変な民主主義だが、国を護 る兵役の義務の代償が主たる理由だろう。

さて、選挙による政治は正しいと言うより、よりましな政治形態にすぎない。民主主義も同じこと。革命やクーデターよ りましだ。それが文明国の証しである。

今回もましな人物、ましな政党の選択だ。ただ共通項は必要。愛国心、自民党から共産党までこの愛国心なくしては日本 の政党ではない。その意味でも小政党でもキチンとした人物を立てて理想を求めれば、大政党の現実重視の全てに良い顔を したい矛盾策の防止に役立つ。政治に理想を求めてもむなしい。あくまでもましの選択だ。

ところで、日本国憲法の前文「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、我らの安全と生存を保持しようと決意した」 は、世界は理想により運営されていると説く。バカな話だ。今回これも変える選挙であれば立派。 会長 渡邉 隆夫

## 京都経済お天気

### 中小企業団体情報連絡員10月分報告より

### ■景況感は徐々に悪化、先行きに不安感見られる

	業界景況天気図	概    況
全体	9月 →10月	一部では明るい兆しが見られる。しかしながら、円安の影響を受け原油·原材料価格等の上昇、光熱費の値上がり等、コスト上昇分を価格転嫁できずに苦慮しており、景況感は徐々に悪化傾向にある。厳しい経営環境の中、先行き不安感を抱いている業界は多い。
<b>製造業</b> 9月	繊維工業	この4月に消費税が上がり、10月の工賃アップに加えて円安による原材料の高騰と、小売価格が低迷する中で生産者に好材料が見当たらない。春先当たりは工賃の改定もやむを得ずの空気であったが、ここにきてあまりにも環境が悪すぎることに躊躇する企業もあるようだ。
	出版・印刷	大きな変化は見られず、売上・受注高、販売価格、取引条件、収益状況等、各調査項目において悪化または減少となっており、厳しい状況で推移している。
	鉄鋼·金属	先月までやや上向きの状況にあったが、10月に入り下降気味となり厳しい状況である。自動車関連、車載用電子部品が良好であるが、その他は全体的に悪化している。悪化の要因の一つは円安による材料費等の高騰により受注が減少しているようである。
10月	一般機械等	輸出物件を中心に若干好転の兆しが見え始めている。円高から急激な円安基調に変化するなか、輸入部材、電気料金 等の値上がりが製造原価を押し上げ利益を圧迫している。
	その他製造業	プラスチック製品製造業では、電子部品や精密機器部品は減速気味となってきた。木材等製造業では、今後輸入に頼る資材関係は為 替の影響を受けるため値上げに向かうものと考えられ、特に構造材及び合板は年末にかけて値上げ交渉が出てくるものと思われる。
<b>非製造業</b> 9月  → 10月	卸売	繊維・衣服等卸売業では、比較的好調な先とそうでない先が二極化されつつある。生鮮食料品卸売業では、大型台風が次々に接近した事から生鮮魚介類の入荷は減少、品薄感より単価はkg当り100円以上高騰した。
	小売	燃料小売業では、天候不順や省エネ車の普及等でガソリン販売量は激減した。家電小売業では、10月は各メーカーと も合同展示会で活発な活動が見られたが、参加店数の減少、来場客も多少減の様子であった。
	商店街	京都市内中心部の商店街では、秋の行楽シーズンとなり観光客は増加しているように思われるが、物品購入には結びつかないようだ。相変わらず外国人観光客も多いが、円安が影響して実用品を買いあさっているようにドラッグ関連だけが賑わっている。
	サービス 🤽	旅行業では、全体のクーボン発行高では前年同月に対し微増をキープしている。但し、バス等は、バスの料金改正の影響を受けてか引き続き減少となっている。海外旅行に関しては微増をキープしている。今後はインバウンドにも力をいれなければならないようである。
	建設	造園工事業では、公共事業については仕事量はわずかに増えているように思え、民間の仕事は苦しい状況が続いている。円安 の恩恵がある大企業の状況は良くなっているかもしれないが、一般企業については以前より状況は悪くなっているようである。
	運輸·倉庫  ◆	原油取引価格は下降が伝えられているが、仕入れにどう反映されるかは不透明である。道路旅客運送業では、11月の観光ピークまでは1ヶ月早いが入洛観光客は多く、日中のタクシー利用にもつながっている。乗務員不足は相変わらず深刻である。

★ 快晴 DI値 40以上

晴れ 20~40未満

△40以上

### 新型定期預金

# マイハーペスト



人を思う。未来を思う。

# 商工中金

### 有利な金利設定

通常の債券・定期預金(固定金利)より高めの金利(当金庫内比較)をご提供します。ただし、原則として満期日前の解約はできません。

プロ定金利の半年複利 着実に、そして効率よく資産を増やせます。

### 1年、2年、3年から期間が選べる 将来の計画に合わせてお好きな期間を選べます。

- ●お預け入れは、50万円以上1円単位です。
- ●お預け入れは、個人のお客さまに限らせていただきます。
- ●詳しくは店頭のチラシまたはホームページをご覧ください。

### 商工中金 京都支店

〒600-8421 京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町 159-1 LL 075-361-1120

http://www.shokochukin.co.jp/



人を思う。未来を思う

## 商工中金

### お知らせ

# 京都府中小企業団体中央会 平成27年 新年賀詞交歓会

**開催日** 平成27年1月5日(月)10:45~

場 所 京都ブライトンホテル 1階「慶祥雲の間」

京都市上京区新町通中立売(御所西)

本件に関するお問合せは

京都府中小企業団体中央会 総務情報課 ☎075-314-7131

### 平成27年 北部地域新年懇談会

開催日 平成27年1月22日(木) 場 所 ホテルマーレたかた

京都府舞鶴市字浜2002-3

詳細が決まりましたら別途ご案内致します。

本件に関するお問合せは 京都府中小企業団体中央会

北部事務所 ☎

**2**0773-76-0759

表紙タイトル「協同」背景色は、京都府印刷(工)が京にゆかりのある名前を付した12色を創作したうちの「東寺の五重塔色」です。

### なが ---- い、おつきあい。

貯める、運用する、借り入れる、 積み立てる、備える、管理する… 京都銀行は、人生のさまざまなシーンで 皆様を応援します。

飾らない銀行

お気軽にご相談ください。

## 😿 京都銀行

http://www.kyotobank.co.jp/

### 月刊中小企業連携組織活性化情報 協同

12/2014 平成26年12月1日発行 通巻816号

●編集·発行●

### 京都府中小企業団体中央会